

2024年度 町田市役所「屋上花畑運営サポーター」募集要項



応募用紙は町田市ホームページに掲載しています。

掲載場所: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市役所・市施設のご案内](#) > [町田市庁舎](#) > [4階屋上花畑のご案内](#)

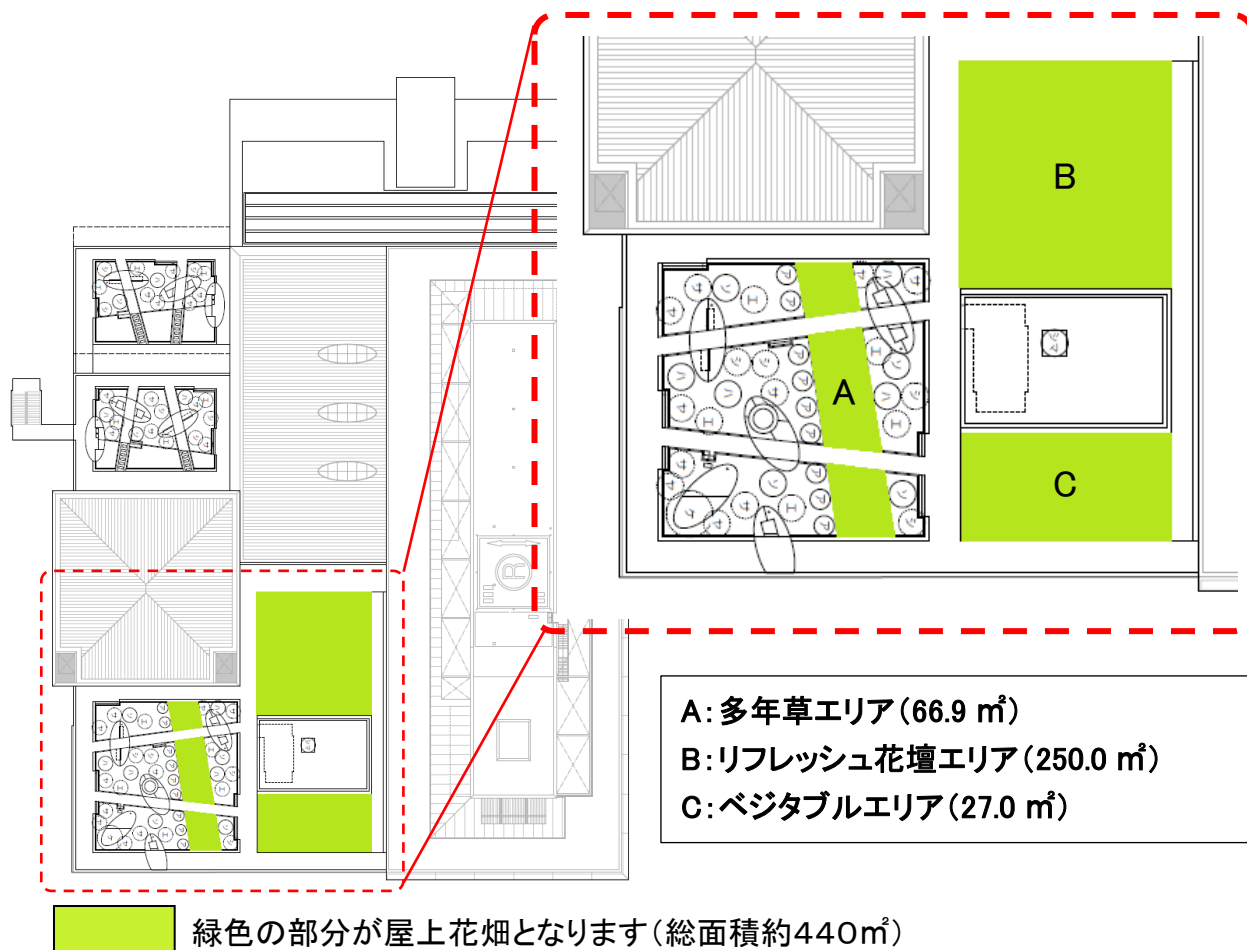
1 「屋上花畑」の活動について

(1)「屋上花畑」の活動

①「屋上花畑」とは

植物や作物の管理を通して、市と市民が共に地球温暖化防止に取り組める環境作りのひとつの契機とすることを目的とし、市庁舎4階の屋上の一部(約440㎡、下図参照)に設置した「花畑」のことです。

市庁舎4階屋上花畑 平面図

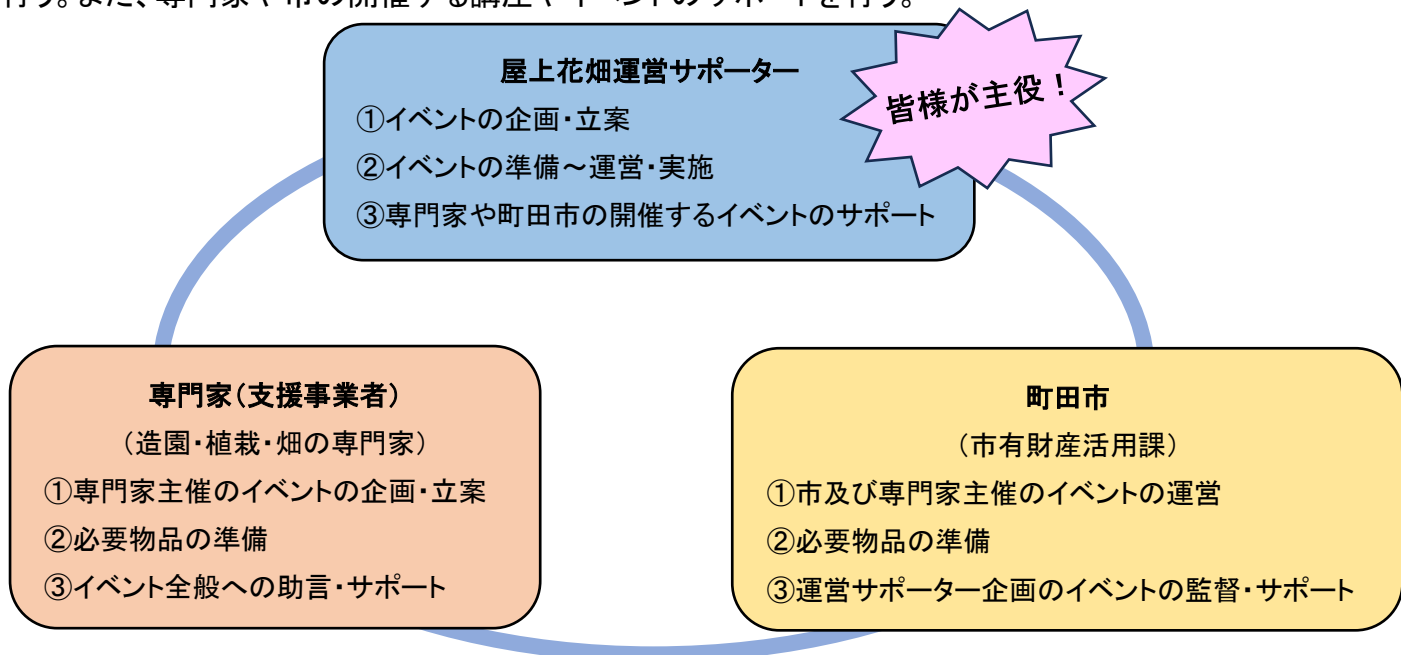


- A 多年草エリア: 多年草(季節により植替えをしなくてよい植物)の花壇です。ローズマリーやラベンダーなどの植物が植えてあります。
- B リフレッシュ花壇エリア: 一年草(季節により植替えをする植物)と多年草(季節により植替えをしなくてよい植物)を植える花壇です。花壇の中を散策できます。
- C ベジタブルエリア: 季節ごとに野菜を作付し、管理・収穫を行います。

②屋上花畑運営サポーター活動の概要

<主な役割>

市有財産活用課の監督の下、屋上花畑に関するイベントの企画・立案を行い、準備から実施までを行う。また、専門家や市の開催する講座やイベントのサポートを行う。



③活動期間

2024年4月1日～2025年3月31日の第二・第四日曜日
(※イベントの開催日や準備等で他の日に活動をする事もあります。)

④屋上花畑の場所

町田市森野2-2-22 町田市庁舎4階屋上(屋上花畑スペース)

2 屋上花畑運営サポーター決定までの流れ

(1)2024年3月15日(金) 応募締め切り(公募)

必要事項をご記入のうえ、市有財産活用課に提出していただきます。

応募方法・提出方法は「4 屋上花畑運営サポーターへの申込・選考方法」をご覧ください。

※応募締切後も状況に応じて随時募集をしておりますので、市有財産活用課までお問い合わせください。

(2)2024年4月12日(金)まで サポーター採用可否の連絡

(3)2024年4月14日(日) 活動開始

応募いただいた方全員に決定の可否の連絡をいたします。

3 「屋上花畑運営サポーター」活動の詳細について

(1)定期活動

①定期活動日:原則毎月第二・第四日曜日

②活動時間:午前中(9:00～12:00ごろまで)

※活動日と活動時間は季節や作業内容によって変更になる場合があります。

③活動内容

(A)イベントの企画・立案

市有財産活用課職員の監督の下、運営サポーターが主体となって、屋上花畑に関するイベントの企画・立案を行います。

(B) イベントの準備～運営・実施

企画したイベントの準備から行い、運営から実施まで行う。

(C) 専門家や市の開催する講座やイベントのサポート

会場の準備や参加料の回収など講師や市のサポートを行う。

(D) 屋上花畑ボランティアの応援

専門家や市の依頼により、ボランティア活動の応援をお願いする場合があります。

(2) 謝礼金について

屋上花畑運営サポーターとして、活動した日数に応じて1,000円/日の謝礼をお支払いします。

※支払いをするにあたって、債権者登録を行っていただきます。

活動開始後に別途「債権者登録依頼書」の提出をお願いします。(用紙は町田市でご用意します。)

4 屋上花畑運営サポーターへの申込・選考方法

(1) 募集の要件

屋上花畑に関するイベントの企画・運営などに関心のある市内または近隣の高等学校・専門学校・大学に在学の15～25歳の学生(中学生を除く)の方を対象とします。

(2) 申込み方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、2024年3月29日(金)(午前12時必着)までに提出してください。

(3) 提出先・提出方法

応募用紙は、市有財産活用課へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・メールにて提出してください。

提出先

町田市財務部市有財産活用課 庁舎管理係

郵便番号 : 194-8520

住所 : 町田市森野2丁目2番22号町田市庁舎5階 504窓口

FAX : 050-3085-5311

メールアドレス: zaimu020@city.machida.tokyo.jp

※市有財産活用課窓口での提出受付は平日開庁日(午前8:30～午後5:00まで)のみです。

5 申込みの際の注意

(1) 応募用紙の作成・提出に必要な費用はすべて応募者の負担です。

(2) 応募用紙は、指定された用紙を使用してください。文字サイズの指定はありません。

(3) 申し込まれた方ご本人が運営サポーターの候補者となります。名前の貸し借りはできません。

(4) 屋上花畑ボランティアと運営サポーターを両方申し込むことはできません。

6 学生サポーターの活動条件について

(1) 屋上花畑での活動に関する条件

- ① イベントの企画・立案から準備～運営・実施の間で係る、消耗品等市が認めるものについては、市の負担とします。
- ② ボランティア活動の応援の際に個人が身につける手袋・長靴・防止・作業用衣服・防寒衣・水筒・剪定用のハサミなど作業に必要なものは各自で用意して持参してください。
(スコップ・移植ゴテ・ホース・散水ノズルなどの管理用の道具は市で用意します。)

(2) 駐車・駐輪場について

- ① 車で来庁される場合
市庁舎野外の立体駐車場を利用するようにお願いします。
活動時間帯の駐車場の利用については、駐車料金が無料となりますが、無料処理が必要になります。
詳細は活動開始時にお知らせいたします。
※駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。
- ② 自転車・バイクで来庁される場合市庁舎敷地内の来庁者用の駐輪場に駐車していただきます。

(4) 保険について

活動開始時期に社会福祉法人東京都社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入いたします。
他のボランティア活動で上記の保険に加入(または加入予定)の方は、屋上花畑運営サポーターに決定後、すみやかに職員までお申し出ください。

屋上花畑ボランティア・運営サポーターの募集に関する問い合わせ先

町田市財務部市有財産活用課（町田市庁舎5階 504 窓口）
所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
電話：042-724-2165 FAX：050-3085-5311